

2013年1月吉日

(第一種エネルギー管理指定工場等)、(第二種エネルギー管理指定工場等)

エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の皆様

○上記工場等の省エネ活動は低調であることをご存じですか

- 先ず、新規省エネ機器導入／更新による省エネ対策は、邪道
- 10%以上の電気料金削減対策は運用改善から

「省エネ活動改善＝コスト削減活動」支援のご案内

省エネ法第7条の二、第7条の三で規定されているエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の皆様、全国にある表題の「工場等」のほとんどすべてと言っていい程、省エネ活動が低調であることをご存知でしょうか。

省エネ法告示66号「判断基準：基準部分」に基づき作成された「管理標準」に則した省エネ活動は断片的にしか実施されず、または、「管理標準」自体の不備ため、実際に適用できず、「管理標準」は、実質的に書庫に「積読」状態であることから明らかです。

一度、貴社の現状を自己の目でご確認してください。そのため、工場等内では、至るところで無駄が発生しています。これからは、「管理標準」が適用できる省エネ活動組織の再構築が必要です。

省エネ活動のスタートには、現状把握のために、省エネ診断が必要です。

しかし、世間では、この診断も中途半端であり、同じ定格容量の省エネ機器／装置の導入による省エネ対策に走られるのでしょうか。日頃、実測が行われていたなら、「同じ定格の機器／装置を導入されるとは限らないでしょう」と思います。

上記「判断基準の基本部分」には、主として運用改善内容が記載されており、「省エネ機器導入による省エネ対策」はどこにも記載されていません。

これでは、一時的に省エネ対策が取れたように見えますが、数年後、導入機器の劣化で、導入前の状態に戻ります。これは、運用改善方法が導入されないため元に戻るわけです。

したがって、長期的に見て省エネ対策にはなりません。(従業員の意識・手法は何も変わっていないため)

「省エネ対策：省エネ診断⇒運用改善⇒寿命の来た機器／装置の導入・更新」

の考え方が順序です

現在、表題工場等向けの省エネ診断に関する補助金制度はありません。

理由はわかりませんが、省エネ法で「エネルギー管理士」、「エネルギー管理員」を常駐させているため、自己責任で省エネ活動を行いなさいという事だと思います。しかし、資格があるから、省エネ活動ができるとは限りません。

現実には、省エネ活動に関して、種々の問題（経産省と企業間の認識の違い、工場内の組織上の問題、

管理標準の不備、当該技術者不足等）（別途記載）があり、省エネ活動が低調であることは、事実です。

これらの事項を1つ1つ解決していくことを、省エネ法では、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の皆様に求めているのではないのでしょうか。弊社はそのお手伝いができるかと自負しております。

一方、原発停止に伴い、東電をはじめとして、9電力は、一斉に電気料金値上げに進んでいます。このコスト低減には、「指を銜えて」受け入れるのでしょうか。

運用改善による省エネ活動は、活動のためのコストがほとんど掛からず、重要な解決策ではないのでしょうか。早急に取り組まれることが必要と思います。

弊社は、①省エネ診断と改善提案、②管理標準の見直し、③当該技術者の養成、④フォローアップなどを「生業」としております。

省エネ診断では新規省エネ機器導入／更新による提案は、基本的にいたしません。そのため

運用改善に要する費用は、通常の保守点検／定期修理費用をあまり超えない範囲で実施可能

弊社の上記工場等における運用改善による省エネ診断の実績は過去約 150 工場の経験を持っています。その中には、提示した改善提案で、年間1億円以上コスト削減を達成した工場がいくつもあります。

「外部の目を見た省エネ診断と改善提案」のご採用を検討され、外部の知見を得ることの重要性をご理解いただき、また、運用改善の手法を早く習得されることをお勧めいたします。

更に、管理標準の見直し、貴社社内での当該技術者の養成等の業務その他もお受け致します。

1) 「過去の主な第一、第二種エネルギー指定工場等 省エネ診断実績」

- ・電機メーカー ・重機械メーカー ・精密機械メーカー ・食品メーカー ・化学メーカー
- ・ゴム加工メーカー ・電子機器メーカー等 公共設備を含め 80 数社 約 150 工場

2) 「省エネに関する主な公的機関支援業務実績」

- ・(一般財団法人) 省エネルギーセンター ・東京都環境局 ・川崎市 ・京都市 ・岡山県
- ・(独立行政法人) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) (2006～2009年)
- ・(旧) 中小企業事業団 (1995年～2000年)

3) 省エネ関係業務実績：1995年頃～現在

4) 省エネ診断、管理標準の見直し、技術者養成、その他フォローアップ業務：「有料」

なお、ご要望がございましたら、事前説明会（約1時間）をお受けいたします。

5) 「秘密保持」：「技術士法第45条 秘密保持義務」より厳守いたします。

例え、エネルギーに関する内容であっても秘密に関しては、ご提示をお願いいたしません。

◎ ご検討賜り、下記までご連絡いただきましたら幸いです。

有限会社 山本エンジニアリング 代表 山本 東平

技術士（電気・電子部門） エネルギー管理士

〒132-0034 東京都江戸川区小松川 1-5-10-2210 TEL/FAX 03-3681-4107

〒562-0001 大阪府箕面市箕面 8-20-6 TEL/FAX 072-722-3762

E-Mail thnyama@apricot.ocn.ne.jp

有限会社 山本エンジニアリング